

別紙

諮問第1249号

答 申

1 審査会の結論

本件不訂正決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「受付番号〇〇の指導経過記録票。ただし、請求者と児童相談所とのやり取りが記載された部分に限る。」の訂正を求める本件訂正請求に対し、東京都知事（以下「実施機関」という。）が令和7年3月21日付けで行った本件不訂正決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件不訂正決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和7年11月6日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年3月27日に実施機関から理由説明書を収受し、同年6月19日（第263回第二部会）及び同年7月17日（第264回第二部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の開示請求に対し、実施機関が部分開示決定を行った「受付番号〇〇の指導経過記録票。ただし、請求者と児童相談所とのやり取りが記載された部分に限る。」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

イ 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件対象保有個人情報のうち、児童相談所職員と審査請求人との面談又は電話等におけるやり取りの内容の一部（以下「本件訂正請求部分」という。）に誤りがあるとして、審査請求人が訂正、追記及び削除を求めるものである。

実施機関は、本件訂正請求部分について、調査の結果、請求内容が客観的に判断できる事項でないこと、保有個人情報の内容が事実であることが判明したこと及び保有個人情報の内容が事実であるか否かが判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでないことを理由として、本件不訂正決定を行った。

ウ 訂正の要否について

訂正請求については、法90条1項において、同項1号及び2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができる」と規定され、請求の対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分（「事実」に限る。）について、どのような根拠に基づき事実でないと判断し、その結果、どのように訂正すべきと考えるのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長等が、当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を受けた行政機関の長等が、当該訂正請求に理由があると認めるときには、法92条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」と認めら

れない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

エ 本件不訂正決定の妥当性について

審査会が本件訂正請求の内容を見分したところ、その趣旨は文章表現に関する指摘や要約的記載に対する補充を求めるもののほか、記録内容について審査請求人の認識と異なるとして訂正又は削除を求めるものであると認められる。

審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件対象保有個人情報を含む指導経過記録票は、児童相談所が行う相談援助活動の経過を時系列で記録する文書であり、作成者である児童相談所職員が、当時認識した内容に基づき整理して記録したものである。また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）11条に定める児童相談所の業務を履行するために必要な記録を整備するために作成されることから、その性質上、児童又はその保護者等とのやり取りを逐語的に記載することまでが求められるものではなく、把握した情報をいかに取捨選択し、どのような用語や表現を用いて記録するかについては、児童相談所における業務上の判断を伴うものであるとのことである。

以上を踏まえ審査会が検討するに、本件訂正請求のうち、文章表現に関する指摘や要約的記載に対する補充を求めるものについては、指導経過記録票の記載内容の表現方法や記載の程度に関するものであり、その請求内容からすると、法90条1項に規定する「事実」に係る訂正を求めるものとは認められず、同項に基づく訂正請求の対象となるものではないと認められる。

また、本件訂正請求のうち、記録内容について審査請求人の認識と異なるとして訂正又は削除を求めるものについては、本件対象保有個人情報に係る実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられず、審査請求人の主張内容を検討しても、本件訂正請求部分が「事実でない」と認めるに足る根拠は認められない。

したがって、本件訂正請求は、法92条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

以上のことから、本件訂正請求につき、不訂正とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子